

令和7年度

設計指針「耐震設計」改定素案取りまとめ業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 土地改良技術事務所

項 目	内 容	備 考													
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	令和7年度設計指針「耐震設計」改定素案取りまとめ業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目的) 第1－2条	本業務は、土地改良事業設計指針「耐震設計」(以下、設計指針「耐震設計」という。)の改定に向けて、過年度業務にて取りまとめた改定素案骨子をもとに、次期設計指針「耐震設計」(素案)を作成することを目的としている。														
(場所) 第1－3条	本業務は内業である。														
(一般事項) 第1－4条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 1) 作業実施の手順、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものである。 3) 受注者は、常に業務内容を把握し業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第1－5条	管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－土質及び基礎 建設－鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr> <tr> <td>建設</td><td>土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティング</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－土質及び基礎 建設－鋼構造及びコンクリート	農業	農業土木 農業農村工学	建設	土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート	シビルコンサルティング	農業土木		
資格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－土質及び基礎 建設－鋼構造及びコンクリート													
	農業	農業土木 農業農村工学													
	建設	土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート													
シビルコンサルティング	農業土木														

項 目	内 容		備 考
(担当技術者) 第 1－6 条 (配置技術者の確認) 第 1－7 条 (保険加入) 第 1－8 条 第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条 (貸与資料等) 第 2－2 条 (参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2－3 条	マネージャー	土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート	
	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。		
	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において業務組織計画を変更する際も同様とする。 2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とする。		
	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を掲示しなければならない。		
	設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業設計指針「耐震設計」平成 27 年 5 月」を適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。		
	貸与資料は、次のとおりである。 そのほか、貸与資料として必要なものは、別途監督職員から通知する。		
	分類	貸与資料	数量
	業務報告書	令和 4 年度 耐震設計事例整理検討業務	1 式
	業務報告書	令和 5 年度 耐震設計事例整理検討業務	1 式
	業務報告書	令和 6 年度 設計指針「耐震設計」改定内容検討業務（履行期間:令和 7 年 3 月 14 日まで）	1 式
※実施中の業務については暫定版を貸与する。			
第 2－1 条、第 2－2 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次			

項 目	内 容	備 考
	のとおりとする。 - 適用する図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 - 適用する図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 - 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。	
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、別紙【作業項目内訳書】のとおりである。	
(作業の留意点) 第3-2条	作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 - 作業項目における追加の資料が必要な場合は、監督職員と調整を行い、発注者側で資料収集を行い、受注者に貸与することとする。 - 技術的課題の検討を行う上で、解析等を必要とする場合は、事前に監督職員と協議するものとする。	
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び第3回、最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階（作業計画の提示） 第2回 中間打合せ（改定素案作成段階） 第3回 中間打合せ（有識者打合せ段階） 最終回 報告書原稿作成段階 （業務内容が概ね終了し、報告書として取りまとめが可能な段階） なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	
(有識者との打合せ) 第4-2条	本業務の実施に当たって、以下に示す時期に、有識者（農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所の担当者）の意見の聞き取りを行うものとする。	
第5章 成果物 (成果物)		

項 目	内 容	備 考
第 5－1 条 (成果物の提出先) 第 5－2 条	成果物を共通仕様書第 1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 成果物の提出先は、次のとおりとする。 名古屋市中区三の丸 1 丁目 2 番 2 号 東海農政局土地改良技術事務所	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (2) 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (3) 第 4－2 条に示す「有識者との打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 「有識者との打合せ」の内容により追加作業及び作業内容の変更が生じた場合 (6) 履行期間の変更が生じた場合 (7) 関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合 (8) その他	
第 7 章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第 7－1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙1（第3－1条関連）

作業項目及び作業数量表

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1 準備作業	過年度の関連業務で整理した内容を把握し、参照する基準類の動向等について情報収集を行う。	1式	
2 改定素案の作成		1式	
2-1 一般事項	土地改良施設の関連基準類、他基準（水道、道路橋等）の設計基準類における性能設計や耐震設計に関する動向、近年の大規模地震による被災事例を踏まえ、「一般事項」の素案を作成する。	－	対象外 ※過年度業務で実施
2-2 基本方針	各工種の参照基準類、設計地震動、施設の重要度区分、保持すべき耐震性能、限界状態、照査法について、関連基準（最新版）の耐震設計内容との整合や工種ごとの横並びを整理した上で、「基本方針」の素案を作成する。 現行指針から対象工種を追加する場合は、それらの記載方法を検討の上、素案に追加する。	－	対象外 ※過年度業務で実施
2-3 調査	基本方針に基づき、土地改良施設の関連基準類、他基準（水道、道路橋等）の設計基準類における性能設計や耐震設計に関する動向、近年の大規模地震による被災事例を踏まえ、「調査」の素案を作成する。	－	対象外
2-4 耐震設計における設計条件	基本方針に基づき、土地改良施設の関連基準類、他基準（水道、道路橋等）の設計基準類における性能設計や耐震設計に関する動向、近年の大規模地震による被災事例を踏まえ、「耐震設計における設計条件」の素案を作成する。	1式	
2-5 耐震設計手法	基本方針に基づき、土地改良施設の関連基準類、他基準（水道、道路橋等）の設計基準類における性能設計や耐震設計に関する動向、近年の大規模地震による被災事例を踏まえ、「耐震設計手法」の素案を作成する。	1式	
2-6 液状化の検討	基本方針に基づき、土地改良施設の関連基準類、他基準（水道、道路橋等）の設計基準類における性能設計や耐震設計に関する動向、近年の大規模地震による被災事例を踏まえ、「液状化の検討」の素案を作成する。	1式	
2-7 既設構造物の耐震診断	基本方針に基づき、土地改良施設の関連基準類、他基準（水道、道路橋等）の設計基準類における性能設計や耐震設計に関する動向、近年の大規模地震による被災事例を踏まえ、「既設構造物の耐震診断」の素案を作成する。	1式	
2-8 参考資料	基本方針に基づき、土地改良施設の関連基準類、他基準（水道、道路橋等）の設計基準類における性能設計や耐震設計に関する動向、近年の大規模地震による被災事例を踏まえ、「参考資料」の素案を作成する。 また、令和6年 能登半島地震における被害状況の情報を収集整理し、参考資料集への記載を検討する。	－	対象外
3 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	